

基安労発 0601 第 1 号
平成 24 年 6 月 1 日

都道府県労働局労働基準部健康主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(公 印 省 略)

酸素欠乏症等の労働災害発生状況について

酸素欠乏症等防止規則(昭和47年労働省令第42号)における酸素欠乏症又は硫化水素中毒(以下「酸素欠乏症等」という。)による休業4日以上労働災害発生状況を別紙1に、また、平成23年に発生した酸素欠乏症等の事例を別紙2に、それぞれ取りまとめたので、関係事業者等に対する指導等の参考とされたい。

なお、酸素欠乏症等防止規則における硫化水素中毒とは、酸素欠乏危険場所において発生したものである。

酸素欠乏症等の労働災害発生状況

1 酸素欠乏症等の災害発生状況(平成元年～平成23年)

(1)酸素欠乏症

平成23年の酸素欠乏症による労働災害は、2件(前年同)であり、被災者は2人(前年比1人減)、うち死亡者は2人(前年比1人減)であった。

(2)硫化水素中毒

平成23年の硫化水素中毒による労働災害は、2件(前年比1人増)であり、被災者は3人(前年比2人増)、うち死亡者は1人(前年比1人増)であった。

表1 酸素欠乏症等の労働災害発生状況(平成元年～23年)

年		元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
酸素 欠乏症	被災者数	26	23	30	20	17	22	23	22	25	28	9	21	15	10	5
	死亡者数	9	10	16	12	8	8	14	10	8	9	3	10	7	7	3
	発生件数	14	16	20	13	13	16	14	13	15	17	7	17	12	7	5
硫化水素 中毒	被災者数	6	10	2	11	8	12	8	13	5	7	13	7	7	18	2
	死亡者数	2	1	1	2	7	2	1	4	0	2	6	6	1	15	0
	発生件数	4	5	2	6	3	6	4	8	3	5	6	3	5	7	2

年		16	17	18	19	20	21	22	23	合計
酸素 欠乏症	被災者数	11	9	12	11	8	6	3	2	358
	死亡者数	2	4	9	5	5	4	3	2	168
	発生件数	10	8	11	9	6	3	2	2	250
硫化水素 中毒	被災者数	4	3	3	1	3	3	1	3	150
	死亡者数	3	0	2	0	2	0	0	1	58
	発生件数	2	2	3	1	3	1	1	2	84

備考:被災者数は死亡者数を含む。

図1 酸素欠乏症の労働災害発生状況(平成元年～23年)(縦軸:人・件、横軸:年)

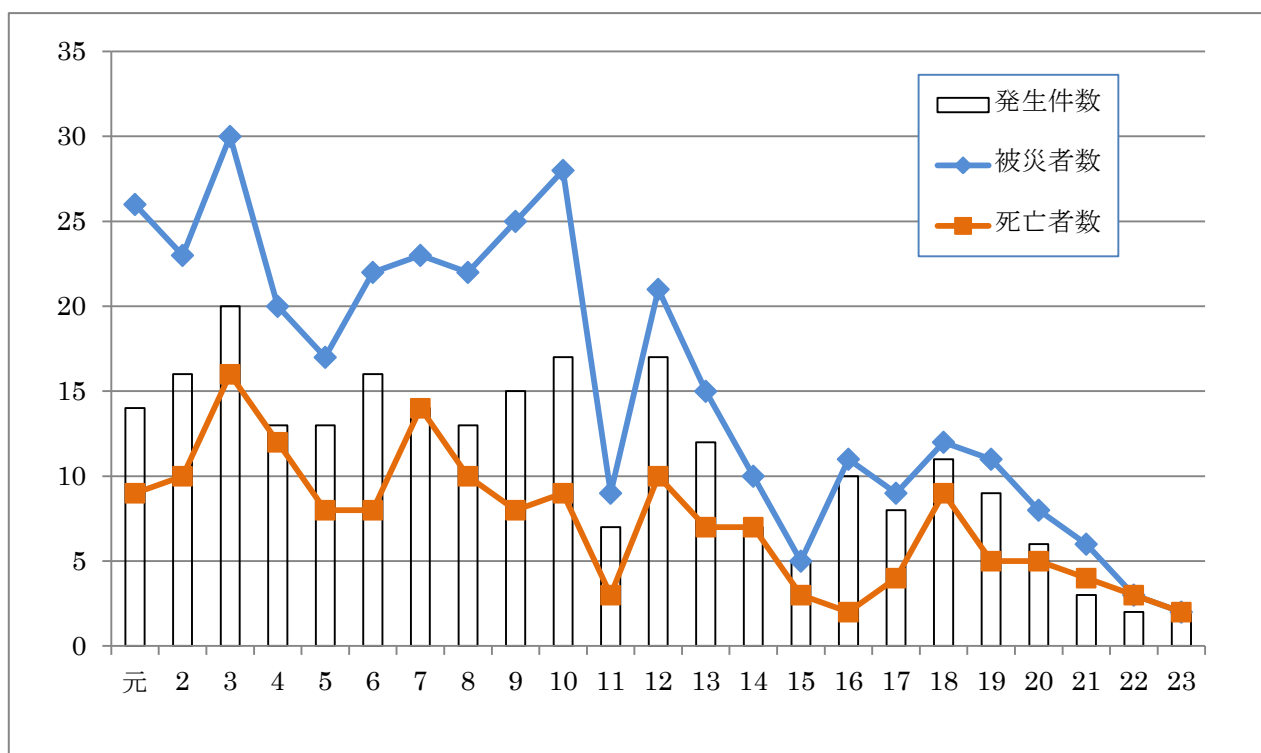
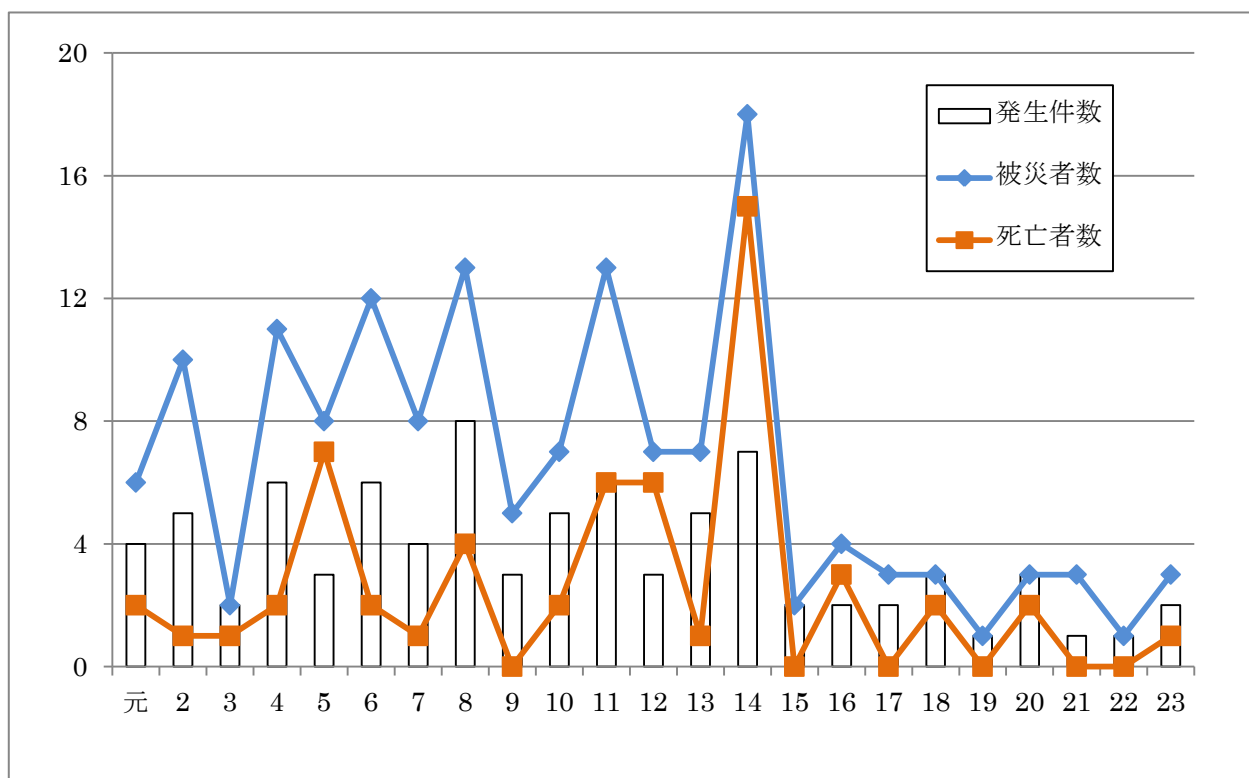


図2 硫化水素中毒の労働災害発生状況(平成元年～23年)(縦軸:人・件、横軸:年)



2 酸素欠乏症等の業種別発生状況(平成14年～23年)

(1)酸素欠乏症

過去10年間の業種別発生状況をみると、製造業が最も多く、次いで建設業であり、この2業種で全体の約75%を占めている。

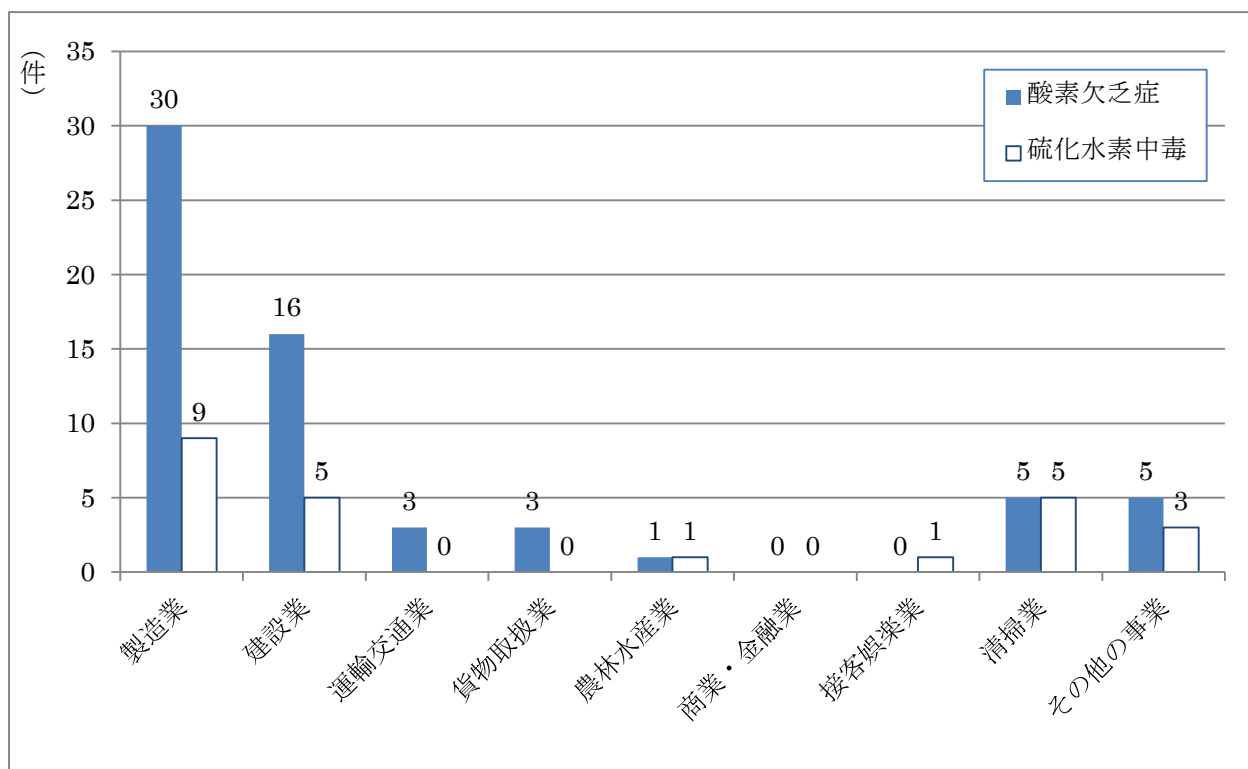
(2)硫化水素中毒

過去10年間の業種別発生状況をみると、製造業が最も多く、次いで建設業、清掃業の順となっており、この3業種で全体の約67%を占めている。

表2 業種別発生状況(平成14年～23年)

業種	製造業	建設業	運輸 交通業	貨物 取扱業	農林 水産業	商業・ 金融業	接客 娯楽業	清掃業	その他 の事業	計
酸素欠乏症 (件)	30	16	3	3	1	0	0	5	5	63
硫化水素中毒 (件)	9	5	0	0	1	0	1	5	3	24
計	39	21	3	3	2	0	1	10	8	87

図3 業種別発生状況(平成14年～23年)(縦軸:件、横軸:業種)



3 酸素欠乏症等の月別発生状況(平成14年～23年)

(1)酸素欠乏症

過去10年間の月別発生状況をみると、発生件数が多い月は、7月の9件、6月及び10月の8件である。

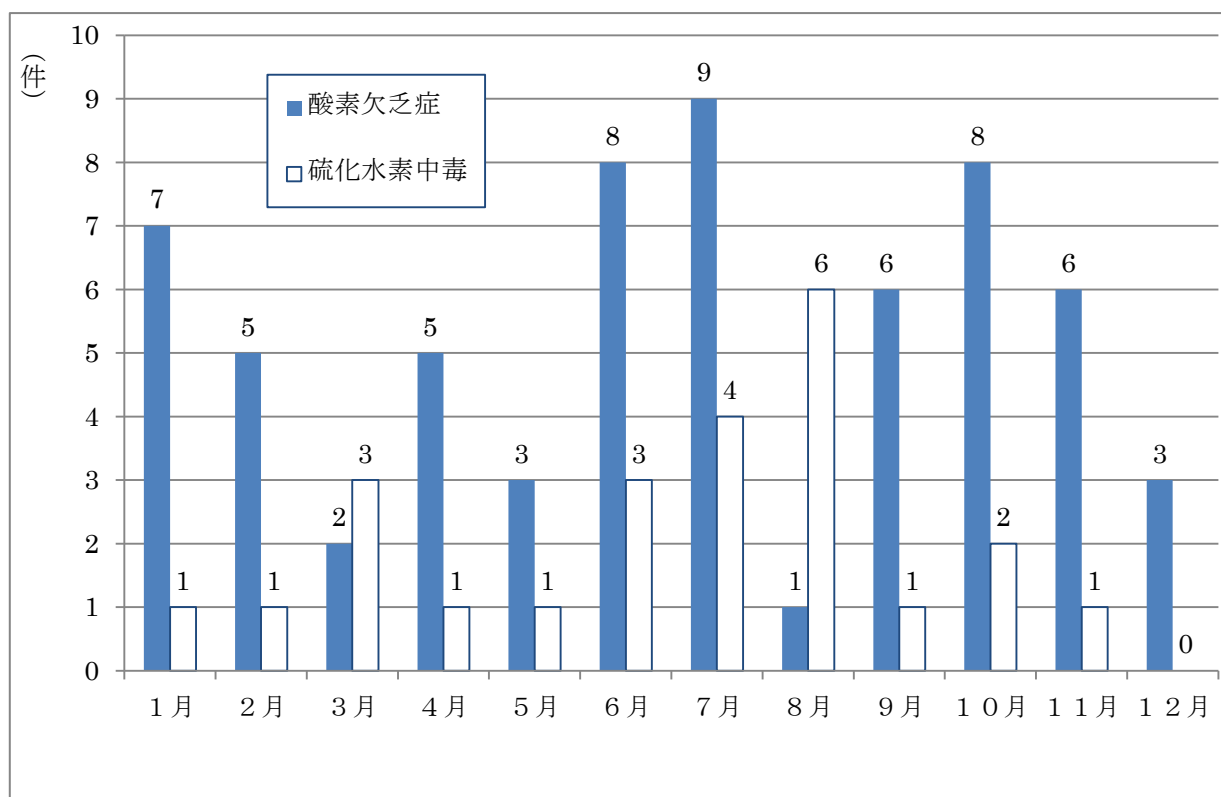
(2)硫化水素中毒

過去10年間の月別発生状況をみると、発生件数が多い月は、8月の6件、7月の4件などである。

表3 月別発生状況(平成14年～23年)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
酸素欠乏症 (件)	7	5	2	5	3	8	9	1	6	8	6	3	63
硫化水素中毒 (件)	1	1	3	1	1	3	4	6	1	2	1	0	24
計	8	6	5	6	4	11	13	7	7	10	7	3	87

図4 月別発生状況(平成14年～23年)(縦軸:件、横軸:月)



平成 23 年に発生した酸素欠乏症の事例

番号	業種	発生月	被災者数		発生状況
			死亡	休業	
1	飲食店	2月	1人		被災者（飲食業が主たる事業の会社で修理工として勤務）は、造船所にて、ドックに修繕船が入渠した際に、ドックの扉船の開きが悪かったため、扉船の中に入った。被災者が出てこないことに同僚が気づき、中で倒れているところを発見した。病院に搬送されたが後に死亡した。扉船内の部屋に海水が入り、かつ、部屋が長期間密閉されていたため、酸素欠乏危険場所となったもの。
2	清掃業	8月	1人		被災者は、産業廃棄物の最終処分処理施設にて、堅型集排水塔に入った。被災者がいないことに同僚が気づき、堅型集排水塔の中を覗いたところ、仰向けで倒れている被災者を見つけた。救急レスキュー隊が救出し、病院へ搬送されたが死亡が確認された。汚水が入っている堅型集排水塔が長期間密閉されていたため、酸素欠乏危険場所となったもの。

備考

「休業」は、休業4日以上のものである。

平成 23 年に発生した硫化水素中毒の事例

番号	業種	発生月	被災者数		発生状況
			死亡	休業	
1	クリーニング業	1月	1人		被災者は、モップの洗浄工場の汚水処理施設にて、早朝出勤を行い汚水処理設備棟にて勤務していた。同僚が出勤したところ、通常は閉まっている一次処理層の蓋が開いており、その中で被災者を見つけた。同僚らで被災者を引き上げ、病院に搬送されたが、後に死亡した。汚水により硫化水素濃度が高くなったもの。
2	環境計量証明業	6月		2人	被災者等は、下水処理施設にて、汚水ピットに1人が入ったところ、意識を失い汚水ピット内に転落。汚水ピット内を覗いたもう1人が、先に入った同僚を見つけた。救出に向かったところ、同様に意識を失い汚水ピット内に転落した。後で入った同僚が意識を取り戻し、自力で脱出して救急隊を呼んだ。汚水により硫化水素濃度が高くなったもの。

備考

「休業」は、休業4日以上のものである。